

判所の和解勧告に対し、「2,000万円を提示したのに裁判を起こされた。裁判費用もかかったので、和解するなら2,000万から差し引いた額だ」などと主張。裁判所での和解も決裂。

退職後のアスベスト被害に対する補償制度は、2006年に分会の主張もあって作られたものである。しかしその水準は勤続年数や死亡年齢によって差があり、十分ではない。福田アスベスト裁判は、補償制度を変えていく闘いでもある。

ところが、JFEエンジニアリングの主張、そして深見裁判長の判決は、「時効の始まりは、遅くとも妻のしまさんが静岡労働基準監督署に労災申請した2006年3月23日」からなので、裁判を起こしたときは「時効」だったとしたのだ。

退職して何十年後に発症する

アスベスト被害は、長い間放置されてきた。「クボタ」が労働者や周辺住民への被害を公表し、大きな社会問題となったのが2005年。それにしても加害者・犯人（企業）が誰なのかと被害者が確実に知るのには「労災認定された時」と考えるのが常識。現にJFEエンジニアリングも、労災の補償交渉に応じるには、労災認定されることを条件にしてきた。

にもかかわらず労災申請するときには犯人がわかっているはずなので、労災申請したときから時効が始まるとした今回の判決は非常識きわまるもの。一体、労災認定されてもいないのに企業を訴えることを考える人がいるだろうか。

しまさんと分会は、この不当判決を許さず、東京高裁で争うことを決め、5月9日に控訴した。

全造船日本鋼管分会

自動車製造会社でアスベスト曝露 東京●肉腫型悪性胸膜中皮腫で労災認定

中皮腫・じん肺・アスベストホットラインにかかってくる電話はいろいろある。「亡くなった父は、アスベスト関連の病気だったのではないのでしょうか」という娘さんからの電話をいただいたのは、3年前のホットラインの時のこと。

2006年春、Aさんは肩の痛み、息苦しさを訴え、近隣の病院を受診した。胸水が溜まっている

ことが確認されたため、詳しい検査を開始。胸にしこりも発見され、総合病院へ転院したが、「肉腫」であるとして抗がん剤の投与が開始されたものの、その肉腫の正式な診断がはっきり家族に説明されないまま、Aさんは2007年1月死去された。最終的に死亡診断書に書かれた病名は「胸壁腫瘍」とされていた。

父親の壮絶な闘病生活を目の当たりにした娘さんから「テレビで中皮腫という病気のことを聞き、もしやと思って」というお電話をいただき、センターがサポートを開始。残されていた故・Aさんの腫瘍組織をもう一度病理検査にかけたところ、Aさんの中皮腫が「きわめて珍しい肉腫型悪性胸膜中皮腫である可能性を否定することはできない」との専門医の意見を得ることができた。

次に、職歴の確認である。Aさんは、あまり自分の仕事について家族に話す性格ではなかった。遺族の手元に残るAさんの職歴への手がかりは、きわめて限られたものだった。わずかに故人宛での「ねんきんだより」に1956～1966年、1966年～1973年と、B社、C社というふたつの会社の名前が記載されており、どちらも電車内の配線工事を行う会社であることまでわかった。「ねんきんだより」上、最後の事業所となっているC社に問い合わせをしてみると、この会社が、当時、旧国鉄の下請けとして東京都江東区南砂に所在した自動車製造会社構内に作業場をもち、新幹線の運転席、車輻内の配電配線・整備などに携わっていたことが確認できた。

自動車製造会社は、これまでの厚生労働省の事業場公表からも、電車車輻の製造過程でアスベスト製品などを使用・加工し、その際に発生する粉じん、これまでアスベスト被災の前例が多く出ている事業場であることが明らかになっていた。1947年に南砂の工場が閉鎖とされるま

でその構内で勤め上げたAさんが、電気配線作業工程で、あるいは、工場敷地内に飛散・浮遊していたアスベスト粉じんに曝露したと考えることは容易であった。「ねんきんだより」に記載されていない1953年以降も、何らか同種の業務についていた可能性もあったAさんだったが、すでに故人となられており、その後の同僚などを捜すことも困難だったため、汽車製造会社の所在した江東区管轄の亀戸労働基準監督署に、遺族補償請求を行った。そして、この春、Aさんの奥様へ遺族補償認定の決定がおりた。

かつてAさんの勤務したC社は、車輛配線から、現在、車輛

清掃へとその業務内容を変え、当時のことを知っている人もすべて現役を退いていた。センターからの連絡を受け、当時を知っている引退された前社長（現・会長）が電話をくださり「Aくんのこと、よく覚えています。とても優秀な人材で期待していたから、退職されて大変残念だったことを覚えています」と話してくれた。今回、遺族補償認定もさることながら、サポートの過程で、家族の知る機会のなかった職場での故人のご生前の様子について、大事なこの「伝言」をご遺族にお伝えできたことを、何よりのことと思う。



東京労働安全衛生センター

休暇は一切認められず、丸1日休めたのは、2005年6月の結婚式の1日だけ。通常の休日は月に1~2日で、それも半日のみだった。

実に、細野さんがうつ病を発症する前6か月間の残業時間は、月平均127時間で、休日はゼロ。徐々に健康は蝕まれていった。

経営陣による日常的なパワハラ・いじめもひどかった。具体例を挙げれば、①意見を言うと、常に「バカヤロー」と罵倒される、②少しでも不明なデータが発生すると、証拠もないのにすぐ犯人・泥棒扱いされる、③給料日を突然変更される、④食中毒になったり、インフルエンザで39度の熱を出したときなど、休日を申し出ても一切認めてもらえない、など。

細野さんは「いつか殺される」と危険を感じていたが、2009年5月頃から体重が10kgも激減。周囲の人からも心配された。8月頃からは不眠、食欲低下、慢性的下痢の症状や、不安やイライラ感が激しくなってきた。その症状が持続してきたので、意を決して精神科を受診した。

精神科に通院していることを専務に告げると、「甘えるな!」と怒鳴られた。このままでは、同僚がかつて病気で亡くなったように、自分も殺されるのではと思った。2010年1月、ユニオンヨコスカに相談。ユニオンの紹介で港町診療所を受診し、うつ病と診断され、診断書を会社に提出して休職にはいった。

2月に横須賀労働基準監督署に労災申請を行い、3月に残業代の未払いを申告したが、会社

パワハラうつ病労災認定

神奈川●会社の責任問う裁判進行中

細野さんは、2001年5月(27歳)から松井商事が経営するパチンコ店「ニュー松屋久里浜店」の店長（実際は名ばかり店長）として働き始めた。16~24時勤務という当初の約束は、8時30分からの勤務にすぐに変更された。ここから9年間に及ぶ、信じられない過酷な労働と経営陣の日常的なパワハラにより、細野さんは、2010年1月にうつ病と診断されるなど、深刻な健康被害を受けた。

細野さんの一日は、8時20分にセコムを解除して入店することから始まる。諸機械・器具の点検

や修理、出勤してきた従業員と打ち合わせを行い、9時に開店する。従業員の慢性的不足により、細野さんはあらゆる業務をこなす。従業員には休憩を与えるが、本人はほとんど休憩なし。唯一の休憩である昼食時間も、機械トラブルなどがあれば働かざるを得ない。22時に閉店後は売上の集計、台の調整などを行い、23時にセコムをかけ、帰宅。24時になることもある。本来、12~18時は休憩時間だが、その約束が守られたことはなかった。

また、入社以来9年間、有給